

自動火災報知設備の特例申請書 記入要領

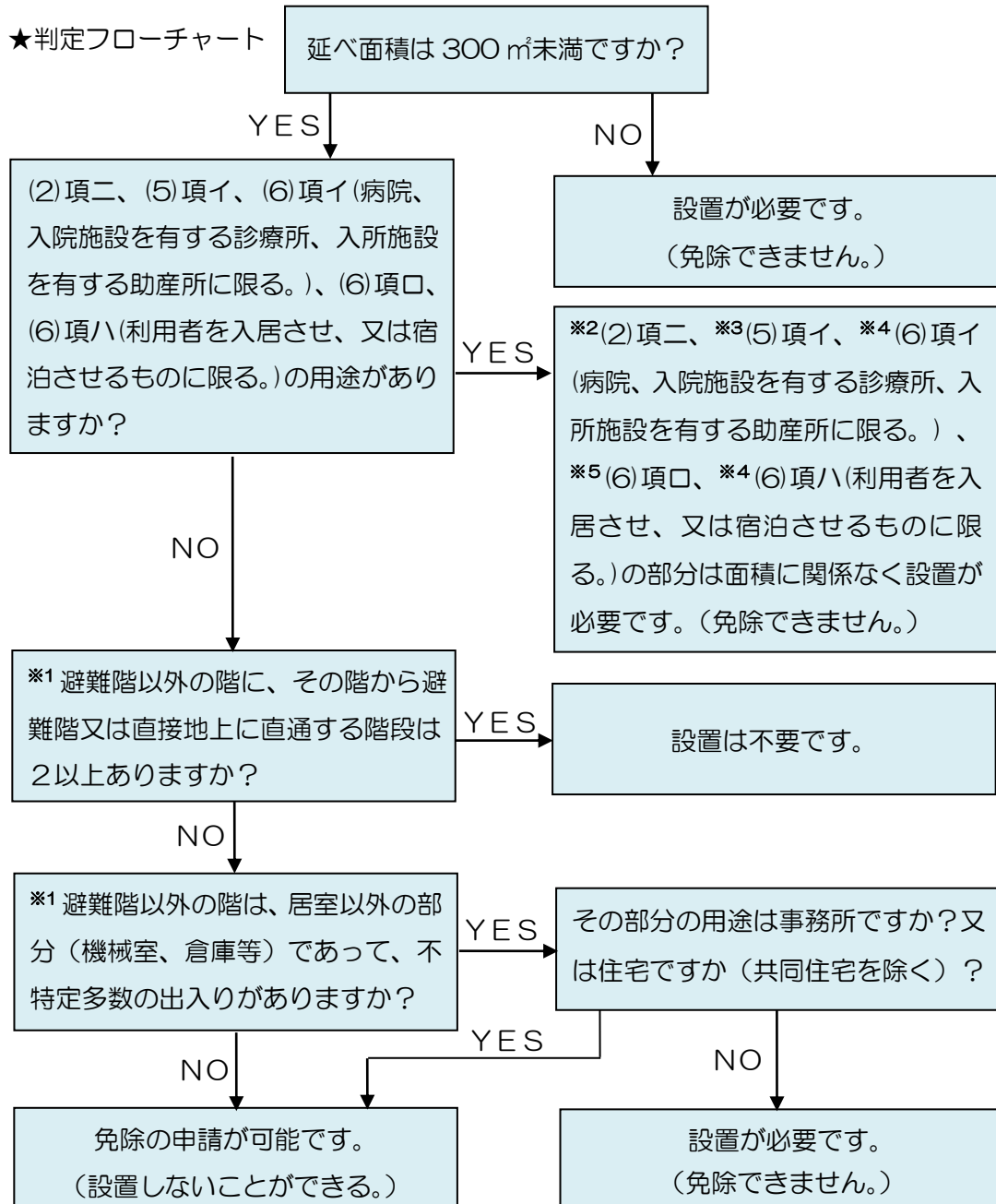
【消防法施行令第21条第1項第7号に該当するものに限る。】

1 基準の特例

平成 13 年 9 月 1 日 東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビルで発生した火災を契機に、平成 15 年 10 月 1 日以降、消防法施行令別表第一に掲げる(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該*1 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないものは自動火災報知設備の設置が必要になりました。

【改正前は用途及び面積による基準で、階段の数によるものではありませんでした。】

改正に伴い設置が必要となったものでも、下記の条件に該当する場合に限り、自動火災報知設備を設置しないことができます。



※1 避難階以外の階とは、避難階（1階）とその直上階（2階）以外の階を「避難階以外の階」といいます。

※2 平成 19 年 1 月 20 日 兵庫県宝塚市のカラオケボックスで発生した火災を契機に、平成 20 年 10 月 1 日から(2)項二のカラオケボックス等は面積に関係なく設置が必要になりました。

※3 平成 24 年 5 月 13 日 広島県福山市のホテルで発生した火災を契機に、平成 27 年 4 月 1 日から(5)項イの旅館等は面積に関係なく設置が必要になりました。

※4 平成 25 年 10 月 11 日 福岡市の有床診療所で発生した火災を契機に、平成 27 年 4 月 1 日から(6)項イの病院等及び(6)項ハの老人福祉施設等のうち、利用者を入居させ、又は宿泊させるものは面積に関係なく設置が必要になりました。

※5 平成 18 年 1 月 8 日 長崎県大村市のグループホームで発生した火災を契機に、平成 21 年 4 月 1 日から(6)項口の老人福祉施設等は面積に関係なく設置が必要になりました。

2 申請の時期

新築、増改築、改装等を問わず、申請前に概要がわかる図面等をお持ちになり、お近くの消防署に相談してください。

3 記入要領

項目	記入要領（ 正 、 副 共通）
① 年月日	申請する日を記入してください。 和暦でお願いします。
② 申請者	申請者（基準の特例を受けようとする者）の住所、氏名、電話番号を記入してください。 ※申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名を記入してください。
③ 所在地	基準の特例を受けようとする防火対象物の所在地を記入してください。 （略せずに正確に記入してください。） 例：長岡市〇〇町〇丁目〇番〇号
④ 名称	防火対象物の名称を記入してください。 （略せずに正確に記入してください。） 例：株式会社〇〇〇 長岡支店

項目	記入要領 (正、副共通)
⑤ 用途	<p>何に使用しているかを記入してください。 例：(16) 項イ (物品販売店舗、事務所)</p>
⑥ 構造・規模	<p>防火対象物の構造、規模等を記入してください。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (正)：鉄骨造、地上 2階、延べ面積 400.00 m² 特定用途部分の存する階 1階 ・建築面積：建坪を記入してください。記入する際は平方メートルに換算してください。 ・延べ面積：各階の床面積の合計を記入してください。
その他	<p>申請書は、正 (消防提出用) と副 (交付返却用) に区別されています。 <u>正副</u>にそれぞれに、案内図、配置図、各階の平面図等を添付してください。</p>
<p>不明なところは、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。</p> <p>消 防 本 部：長岡市千歳1-3-100 電話 0258(35)2190 与板消防署：長岡市与板町本与板3731 電話 0258(72)2572 栃尾消防署：長岡市栃尾大町2-11 電話 0258(52)1155</p>	

別記様式 2 (正)

自動火災報知設備特例申請書	
長岡市消防長	① 年 月 日 様 ② 申請者 住所 氏名
<p>下記の防火対象物（消防法施行令第21条第1項第7号）の自動火災報知設備について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。</p> <p>なお、特定用途部分の規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき自動火災報知設備を設置します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
防火対象物	所在地 ③
	名称 ④
	用途 ⑤
	⑥ 延べ面積 造、地上階、地下階 m ² 、特定用途部分の存する階
避難階以外の階の概要	<p>該当するものに○を付すこと。</p> <p>1 避難階以外の階（ 階）が、不特定の者の出入りがない部分（事務室、倉庫及び従業員の休憩室や更衣室等）であること。</p> <p>2 避難階以外の階（ 階）の実態上の用途が、特定用途以外の用途であって、建物の主たる用途に従属するものとみなされ、特定用途として取り扱われているもの。</p> <p>3 避難階以外の階（ 階）が一般住宅部分であるが、建物全体が特定用途として取り扱われているもの。</p>
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 申請者が法人の場合は、申請者欄に法人の住所・代表者氏名を記入すること。
- 2 案内図、各階平面図等必要な関係図書を添付すること。
- 3 ※欄は記入しないこと。

別記様式 2 (副)

<p>自動火災報知設備特例申請書</p> <p style="text-align: right;">① 年 月 日</p> <p>長岡市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">② 申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>下記の防火対象物（消防法施行令第21条第1項第7号）の自動火災報知設備について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。</p> <p>なお、特定用途部分の規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき自動火災報知設備を設置します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
防火対象物	所在地 ③
	名称 ④
	用途 ⑤
	構造・規模 ⑥ 造、地上階、地下階 延べ面積 m ² 、特定用途部分の存する階 階
※条件等	<p>1 避難階以外の階（ 階）が、不特定の者の出入りがない部分であること。</p> <p>2 避難階以外の階（ 階）の実態上の用途が、特定用途以外の用途であって、建物の主たる用途に従属するものとみなされ、特定用途として取り扱われているもの。</p> <p>3 避難階以外の階（ 階）が一般住宅部分であるが、建物全体が特定用途として取り扱われているもの。</p> <p>上記条件を付して承認する。</p>
<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長岡市消防長 印</p>	

備考

- 1 申請者が法人の場合は、申請者欄に法人の住所・代表者氏名を記入すること。
- 2 案内図、各階平面図等必要な関係図書を添付すること。
- 3 ※欄は記入しないこと。